

## ○ 中空知衛生施設組合入札参加者指名選考委員会要綱

### (目的)

第1条 中空知衛生施設組合入札参加者指名選考委員会（以下「委員会」という。）は、入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、指名競争入札及び随意契約（組合長が必要と認めるものに限る。）に係る参加者の指名選考等について審議することを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てるものとする。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 中空知衛生施設組合を構成する市町の衛生担当課長相当職の者

2 委員長は、前項の委員のほかに審査を行うために必要があると認めるときは、職員のうちから臨時の委員を指名することができる。

### (委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長が出席できないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、当該発注業務に係る職員を説明員として委員会に出席させることができる。

4 委員は、選考委員会に出席できない場合は、委員から委任された職員を代理人として出席させることができる。

### (参加者の選考)

第6条 指名競争入札等に参加させるべき者の選考は、滝川市建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成7年3月15日施行）等の例により行うものとする。

### (書記)

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、事務局の職員を充てる。

### (指名（参加）業者選考調書の作成等)

第8条 書記は、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、指名（参加）業者選考調書（別記様式）を作成し、委員長の記名押印を得るものとする。

2 指名選考等に要した資料は、書記が保管する。

### (守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (委員長への委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年5月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。